

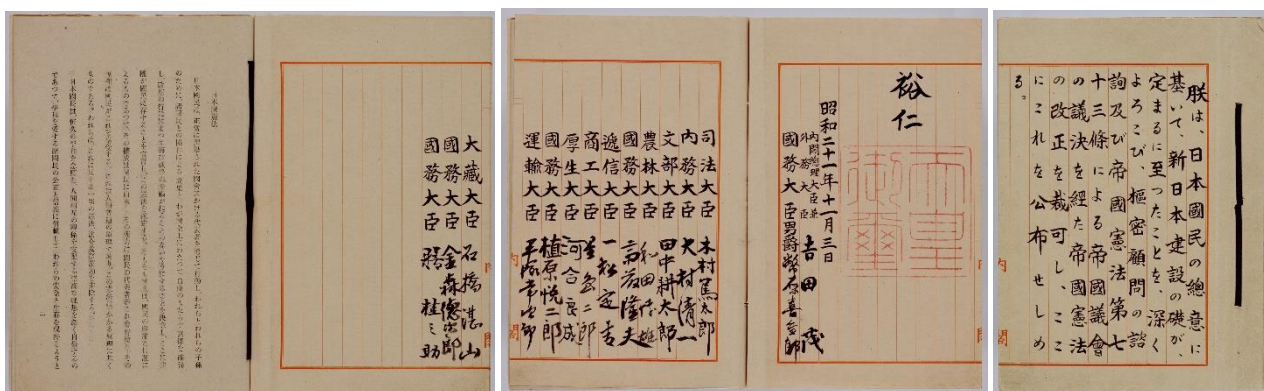
令和5年4月24日

「日本国憲法」原本特別展示について

期間：令和5年4月28日(金)～5月7日(日) 会場：国立公文書館東京本館

5月3日(水・祝)は憲法記念日です。国立公文書館では、4月28日(金)から5月7日(日)まで、「日本国憲法」の原本を特別に展示します。

通常は複製を展示していますが、この機会にぜひ原本をご覧ください。



※展示会場では中央の画像の部分を表示します。

【日本国憲法】

日本国憲法は、昭和21年(1946)11月3日に公布され、翌年5月3日から施行されました。公布書には、第一次吉田茂内閣の各大臣が副署しています。

天皇を国の象徴とし、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則とするとともに、戦争の放棄、三権分立、国権の最高機関としての国会、地方自治の保障などを規定しています。

【「日本国憲法」原本展示の概要】

- 会場：国立公文書館 東京本館(東京都千代田区北の丸公園 3-2)
- 期間：令和5年4月28日(金)～5月7日(日) **※期間中無休、入場無料、予約不要**
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため会期を変更する場合があります。
- 開館時間：9:15～17:00
- 主催：独立行政法人国立公文書館
TEL 03-3214-0621(代表) 9:15～17:00 (月～土、企画展開催中の日・祝)
<https://www.archives.go.jp/>